新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う市の方針について 令和5年(2023年)5月8日

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことを受け、今後は感染対策を一律に求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供することとなります。これを受け、5月8日(月)以降における本市の基本的な方針について、次のとおり見直すこととします。

## 1 基本的な感染対策の考え方

(1) マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨する。

(2) 手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き 続き有効。

(3)「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが 感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)。

2 基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、 経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮すること。

- (1) ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策(飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策)の有効性
- (2) 実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果

- (3) 人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- (4) 他の感染対策との重複、代替可能性など
- 3 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応

位置づけ変更後にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対応を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行われる可能性がある。

## 4 市の基本的な方針について

- (1)山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議について、5類感染症に位置づけられることに伴い、廃止する。なお、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、国や県の動向を見ながら感染状況に応じた対策を講じる。
- (2) イベント開催制限について、国や県の指針どおりとする。
  - 1) 感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に、 収容率上限を 100% とする
  - 2) 大声ありのイベントにおいて、身体的距離の確保などの対策を削除
  - 3) 飲食に伴いマスクを外す際の会話の自粛を削除
  - 4) イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起を削除
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策として実施している市民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は廃止する。
  - 1) 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店舗等応援制度
  - 2) 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策費助成金事業
- (4)職員における感染者の取扱いについては、国の方針のとおり対応する。
- (5) 飛沫感染シールド等については、引き続き基本的な感染対策として設置を続ける。また、検温センサー及び手指消毒については、希望者が検温・消毒できるように入口付近に引き続き設置する。

- 5 市職員のマスクの着用について
  - (1) 勤務中における職員のマスク着用は個人の判断に委ねることとするが、 高齢者等重症化リスクが高い人が多く来庁されることや、感染した職員が 無症状である場合の感染拡大防止の観点から、窓口業務(窓口・面談対応 を含む。)に従事する職員はマスクを着用するものとする。

(事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることとなっている。)

- (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者 施設等への訪問時にはマスクを着用するものとする。
- 6 感染防止対策について

5月8日以降の対応は、基本的に個人の判断に委ねられるようにはなるが、 新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないため、「今後感染対策は 行わなくてもよい」という誤解が生じないよう基本的な感染対策が重要であ ることを周知していく。